

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療広域連合

所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

URL
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

ちば広域連合だより

第36号

千葉県人口**6,272,245**人(令和6年1月1日現在) 被保険者数**956,167**人(令和6年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

令和6・7年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。
この度、令和6・7年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。
所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。保険料の軽減措置及び計算例については2・3ページに掲載しています。
新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

令和6・7年度

年間保険料額

(100円未満切捨て)

上限 令和6年度:73万円※1
令和7年度:80万円

令和4・5年度
上限 66万円

均等割額

43,800円
(400円増)

令和4・5年度
43,400円

所得割額

賦課のもととなる所得金額※2 × 所得割率 9.11%※3
(0.72ポイント増)

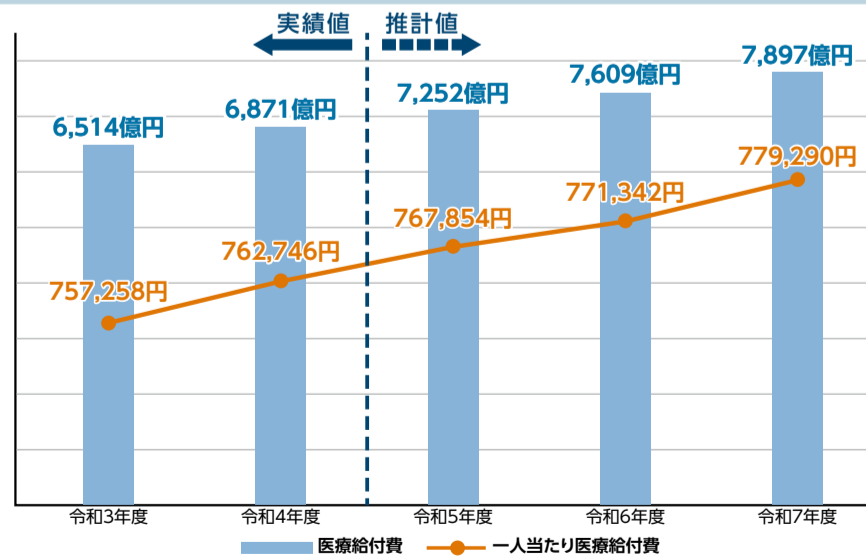
令和4・5年度
所得割率 8.39%

※1 年間保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は、令和6年度の上限が80万円となります。
※2 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額4.3万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。
※3 賦課のもととなる所得金額※2が58万円(年金収入211万円相当)以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となります。

保険料率の主な改定要因

保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。国の制度改正や、一人当たり医療給付費の増加が見込まれることが、保険料率上昇の要因となりました。

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



主な国の制度改正

- ① 出産育児支援金の導入
後期高齢者医療制度が、出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されました。
- ② 後期高齢者負担率※の見直し
現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合が見直されました。

※後期高齢者負担率とは
医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。国の制度改正による後期高齢者負担率の見直しや、被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和6・7年度は12.67%(前回は11.72%)となりました。

令和6・7年度の保険料率に関するご質問等は、
千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)にお問い合わせください。

※通話料がかかります。※当コールセンターは令和6年3月29日をもちまして終了となります。

保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。
令和6年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。

所得の低い方の均等割額の軽減

●軽減判定所得基準

令和5年度	軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準	→	令和6年度	軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準
	5割軽減	43万円+(29万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}			5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}
	2割軽減	43万円+(53.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}			2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}

●令和6年度軽減判定所得基準

軽減判定所得 ^{※1} 基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	7割軽減	13,140円/年
43万円+(29.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	5割軽減	21,900円/年
43万円+(54.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	2割軽減	35,040円/年

- ※1 ・均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。
・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)
- ※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。
③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

会社の健康保険などの被保険者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減され「所得割額」は、かかりません。

- 国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。
- 「所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

●年金収入が220万円のための単身世帯の場合

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 220\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 110\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline 15\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減判定の基準額} \\ \hline 95\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=43万円+54万5千円=97万5千円
 ※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 43,800\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{10割-2割} \\ \hline 0.8 \\ \hline \end{array} = \text{① 軽減後の均等割額 } 35,040\text{円}$$

所得割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 220\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 110\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline 43\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 67\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 67\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 9.11\% \\ \hline \end{array} = \text{② 所得割額 } 61,037\text{円}$$

➡ **年間保険料額 ① + ② = 96,000円**
 ※100円未満を切り捨てます。

収入ごとの保険料例

●単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額	13,100円	13,100円	19,000円	74,700円	123,000円	159,400円

●後期高齢者夫婦2人世帯(収入は年金のみ)の場合

※年金収入額は、夫の金額です。
 ※妻の収入は、年金80万円以下を想定しています。

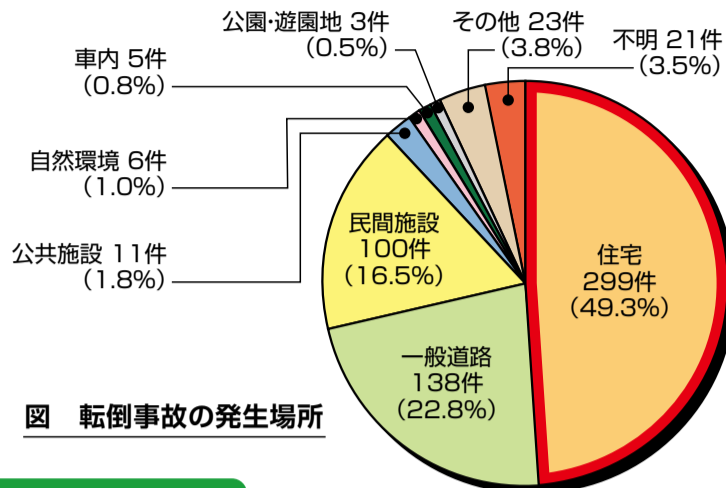
年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額(夫)	13,100円	13,100円	19,000円	61,600円	114,200円	159,400円
年間保険料額(妻)	13,100円	13,100円	13,100円	21,900円	35,000円	43,800円
年間保険料額	26,200円	26,200円	32,100円	83,500円	149,200円	203,200円

転ばない環境づくりで転倒・骨折予防を!

高齢者の転倒事故の約半数は、住宅で発生しています。

屋内では、浴室、居間、寝室、台所、階段、廊下、玄関などで多くの転倒事故が発生しています。

また、ベランダや縁側でも、転倒事故が報告されています。



家でできる転倒を防ぐ工夫

●階段・廊下・玄関等

- 手すりをつける
- 照明をつける
- スロープを設けるなどで段差を解消
- 階段のへりに、すべり止めをつける
- 床や階段に物は置かない
- 滑りやすいスリッパ等を使わない
- 玄関マットを敷かない、または、滑らないように固定する

●台所

- キッチンマットは使わない、または、滑らないように固定する
- よく使う物は手の届きやすい場所に置く

●浴室

- 手すりをつける
- 段差をなくす
- 滑り止めのマットを敷く

●居間・寝室

- カーペットやこたつ布団に注意
- マットのへりを固定する
- 手が届くところに照明スイッチやスタンドをつける
- コードの配線は、動線を避けて固定する など

高齢者の転倒・転落事故、こんなところで起きています!

出典:消費者庁ウェブサイト(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_009/pdf/caution_009_180912_0003.pdf)を加工して作成

■階段・廊下・玄関

- 階段を踏み外し転倒
- 暗闇で足元がよく見えず転倒
- スリッパを履いて滑って転倒
- 玄関で靴を脱ぐ際に転倒

Point

- 階段は一段一段慎重に上り下りする
- 手すりの使用を検討する
- 廊下に常夜灯を設置する
- 滑りやすいスリッパは使用しない

■浴室

- 濡れた床に滑る
- 浴槽に出入り時、足がもつれる
- 洗面所から浴室に入る時の段差で転倒

Point

- 手すりや踏み台を使用する
- 石けんやシャンプーの使用後はぬめりなど残らないように床を良く流し乾かしておく

■庭

- 庭の手入れなどの作業時、梯子、脚立から転落

Point

- 一人での作業は避け、複数での作業をする
- 作業する前に周囲に声がけをする
- 周囲の人は時々作業者の確認をする

■台所

- キッチンマットにつまずく
- 吊り棚の荷物を取るとき踏み台から転落

Point

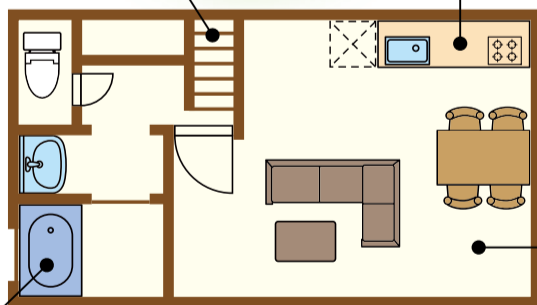
- ひっかかりやすいキッチンマットは使用しない
- よく使う物は手の届きやすい場所に置く

■リビング・寝室

- こたつのコードにつまずく
- 部屋と廊下の段差につまずく
- 布団、カーペットにつまずく
- ベッドから転落

Point

- コードの配線は歩く動線を避ける
- 段差にスロープを使用する
- 引っかかりやすいカーペットは使用しない
- ベッドガードの使用を検討する



家庭内



年に1回健康診査を受けましょう!

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査と、今年度に76歳になられる方の歯科口腔健康診査を、**県内全ての市町村**にて**年1回無料**(健康診査後の治療費は有料)で実施しています。

健康診査

健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。

実施医療機関

市町村ごとに異なります

実施期間

市町村ごとに異なります



歯科口腔(こうくう)健康診査

令和6年度に76歳になられる方に歯科口腔健康診査を実施しています。

歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。

対象者

昭和23年4月2日～
昭和24年4月1日生まれの方

実施医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

実施期間

令和6年6月1日(土)～12月28日(土)



第3期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定しました

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、平成28年度から令和5年度にかけて、第1期・第2期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)を続けて策定し、市町村や関係機関などと連携を図り、各種保健事業を実施してきました。

第2期計画が、令和5年度末で終了することから、「第3期データヘルス計画」を策定し、引き続き市町村や関係機関と協力しながら、各種保健事業に取り組めます。

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

計画の目標

目標

平均自立期間(要介護2以上を除く※)の1歳以上の延伸

※出生から要介護2以上になる前までの期間

健康診査事業

歯科健康診査事業

高齢者の保健事業と
介護予防の一体的実施事業

3つの個別保健事業を促進することで目標達成を目指します。

計画の目標達成に向けて

- 千葉県の医療関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・栄養士会等)に保健事業について協力を依頼する等、連携を強化していきます。
- 健康診査受診率の向上を図るための新たな受診勧奨事業を始めます。

交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則です。

ただし、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険証を使用して診療を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。

届け出が必要な場合の主な例

自動車(自転車)等による交通事故で受けたケガ



他人の飼っている動物によって受けたケガ



暴力行為により受けたケガ



交通事故などにあつたときは、必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(自動車安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険証を使えなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和4年8月1日～令和5年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和6年4月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- 研究開発費を抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較して安価で経済的です。

「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品(後発医薬品)へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。



ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください
(調剤薬局の在庫状況等により、処方が受けられない場合があります)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

広域連合お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

令和6年8月1日には、令和7年7月31日まで有効な健康保険証を皆様にお届けします。

■令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。

マイナンバーカードと保険証が一体化されますが、令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、令和7年7月末まで引き続き使用できます。

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方や、負担割合の変更があった方で、以下に該当する場合に被保険者番号や負担割合等を記載した「資格確認書」を交付する予定です。

- マイナンバーカードを持っていない方
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない方
- その他、何らかの理由で、マイナ保険証の利用が困難な方等

■医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使いいただけます(有効なものに限ります)。

- ・ 現行の保険証
- ・ マイナ保険証
- ・ 資格確認書



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイ ナン バ ー
0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分



還付金詐欺にご注意ください!

千葉県内で、市(区)町村・金融機関などの職員を名乗った還付金詐欺が多発しています。

「お金が戻るのでATMへ行ってください」は詐欺です。

少しでもおかしいと感じたら、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

犯行の手口
(一例)

市(区)町村・金融機関の職員をかたり「医療費の還付金が発生しており書類を送ったが手続きが済んでいない。申請期限が過ぎているが、今日であればATMで還付の手続きができる」等と言ってATMへ誘い出す。その後、ATMを操作させて、知らないうちに振り込ませて現金をだまし取る。

還付金詐欺にあわないために

口座番号、暗証番号などの
個人情報には教えない。

相手の身分(所属など)や
氏名を確認する。

一人で判断せず、家族や最寄りの
警察署などに相談する。

留守番電話やナンバーディスプレイ、
警告・通話録音機能を利用する。

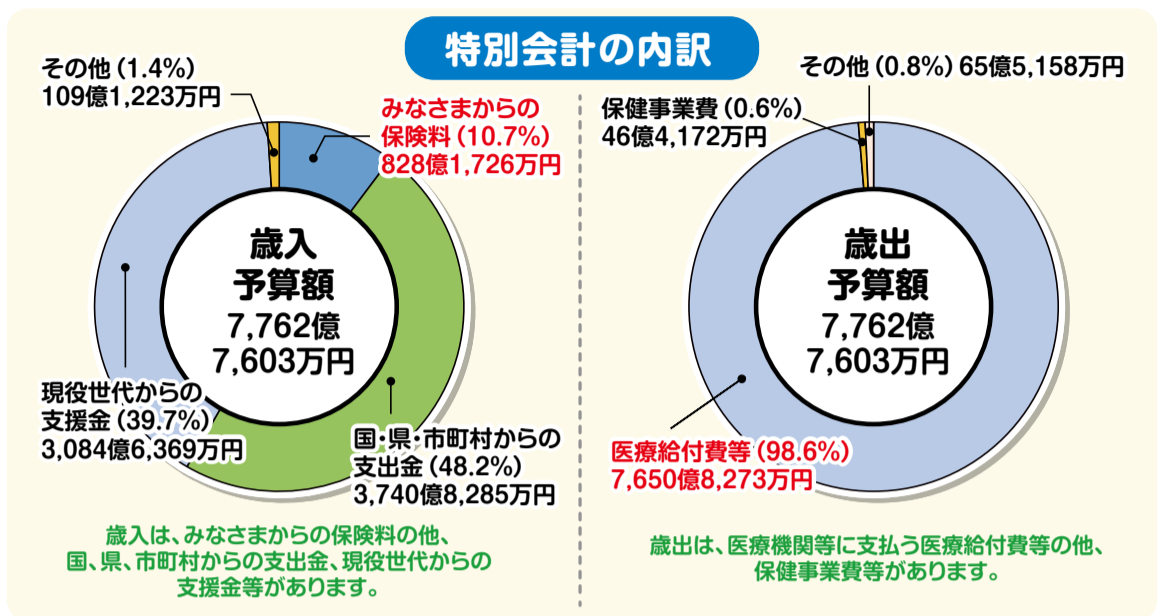


令和6年度(2024年度)の予算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の会計は、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

令和6年度の予算額は、特別会計7,762億7,603万円、一般会計33億4,530万円で、令和5年度と比べて特別会計で4%の増加、一般会計で11%増加しました。



令和6年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、2月9日に開催されました。定例会では、委員会提出発議案1件、令和6年度一般・特別会計予算案など8件が審議され、可決しました。

第1回定例会の議案と議決結果 (会議録は、後日ホームページに掲載予定です。)

■ 発議案第1号	議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全会可決
■ 議案第1号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第2号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第3号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■ 議案第4号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	多数可決
■ 議案第5号	令和5年度一般会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第6号	令和5年度特別会計補正予算(第2号)	全会可決
■ 議案第7号	令和6年度一般会計予算	多数可決
■ 議案第8号	令和6年度特別会計予算	多数可決
■ 請願第1号	令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願	議決不要

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿 (議員定数54人) (令和6年2月9日第1回定例会 現在) 敬称略

市町村名	議員名
旭市	宮内保
我孫子市	内田美恵子
いすみ市	半場新一
市川市	増田好秀
一宮町	大橋照雄
市原市	安在尚太
印西市	金丸和史
浦安市	齊藤哲
大網白里市	田辺正弘
大多喜町	麻生勇
御宿町	石井芳清
柏市	松本寛道
勝浦市	松崎栄二
香取市	久保木清司
鎌ケ谷市	泉川洋二
鴨川市	川股盛二
木更津市	渡辺厚子
君津市	奈良輪政五
鋸南町	青木悦子
九十九里町	鎌田貴俊
神崎町	石橋伸一
栄町	藤村勉
佐倉市	山本英司
山武市	石川和久
酒々井町	白井則邦
芝山町	岩澤達弥
白子町	大和多正夫
白井市	荒井靖行
匝瑳市	石田加代
袖ヶ浦市	小国勇
多古町	高坂恭子
館山市	秋山光章
千葉市	麻生紀雄
銚子市	広野恭代
長生村	阿井市郎
長南町	加藤喜男
東金市	上野高志
東庄町	桜井莊一
富里市	荒野峰之
長柄町	古坂勇人
流山市	渡辺仁二
習志野市	佐野正人
成田市	神崎利一
野田市	山口克己
富津市	石井志郎
船橋市	渡辺賢次
松戸市	鈴木智明
南房総市	長谷川博
睦沢町	島貫孝
茂原市	金坂道人
八街市	栗林澄恵
八千代市	末永隆
横芝光町	川島富士子
四街道市	阿部百合子

千葉県後期高齢者医療広域連合は、県内54市町村の議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃や、予算案などの審議・議決を行う機関です。

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ

コールセンター **0570-080280**

※当コールセンターは令和6年3月29日をもって終了となります。 ※通話料がかかります。



ホームページ

本紙、広域連合の運営について

総務課 ☎043-216-5011

保険料、被保険者証等について

資格保険料課 ☎043-308-6768

保険給付、保健事業について

給付管理課 ☎043-216-5013

議会について

議会事務局 ☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085 電話番号のかけ間違いにご注意ください。